

MR学習ポータル利用規約

(利用規約)

第1条 この規約は、公益財団法人MR認定センター(以下「センター」という。)が、MR認定要綱(以下「要綱」という。)及びMR認定要綱細則(以下「細則」という。)に基づきMR認定制度を運用する一環として提供するMR学習ポータル(以下「ポータル」という。)の利用に関する条件を定めたもので、ポータルの利用登録を行い自身のアカウントを保有しポータルに搭載されたコンテンツを利用する者(以下「利用者」という。)がポータルを利用する際の一切の行為に適用されます。

- 2 ポータルの利用に際しては、この規約に同意の上利用してください。
- 3 センターは、MR認定制度の適正な運用のために、要綱第2条第4項で定める企業及び要綱第2条第5項で定めるMR導入教育実施機関(以下「実施機関」という。)を個人情報の共同利用者と定め、MR又はMR予定者として登録された者の個人情報を「個人情報の共同利用に関する管理規程」に則り、『MR教育・試験管理システム(以下「MRO」という。)]において登録、利用及び保管し、厳格に管理しています。MROには、共同利用について本人から同意を得た個人情報のみ登録され、共同利用者はその目的と範囲で個人情報を利用しています。ポータルは、MROとデータ連係することで個人情報を閲覧できることから、個人情報の共同利用の範囲として取り扱われます。
- 4 ポータルの利用において、利用者は、MR又はMR予定者としてMROに個人情報を登録する際に、企業又は実施機関から個人情報の共同利用について説明を受け同意されていることを前提としています。ポータルはその目的と範囲で個人情報を利用していることをご了承ください。
- 5 利用者が他の企業へ転職する場合、共同利用される個人情報は元の企業から転職先へ引き継がれることをご了承ください。
- 6 センターは、要綱及び細則の改正の反映およびポータルの適正な運用もしくは利用者の利便性の向上を意図して、利用者の了承を得ることなく随時この規約を変更することができます。利用者は、ポータルの利用開始をもって変更後の規約に対しても同意しているものとみなします。

7 利用者は、自身のアカウントを第三者に利用させ、また貸与、譲渡、売買、質入等を行うことはできないものとします。

(ポータルサービスの提供内容)

第2条 利用者が受けられるサービスは、次の2つに大別されます。

(1) 教育研修履歴確認サービス(無料版、有料版とも)

利用者は、教育研修(基礎教育と実務教育)の修了認定された履歴を閲覧し、MR認定証の更新要件を満たしているか否かを確認することができます。

(2) 学習コンテンツ提供サービス(有料版のみ)

利用者は、MRテキストの閲覧、学習コンテンツを利用することができます。

	教育研修履歴確認サービス	学習コンテンツ提供サービス
利用可能なコンテンツ	MR認定証の更新に必要な教育研修の修了認定状況を確認できます。	<p>教育研修履歴確認サービスに加え、次のサービスを利用できます。</p> <p>①MRテキスト2018</p> <p>4月1日から翌3月31日まで掲載されます。但し、8月1日に追補および正誤表を反映した最新版に切り替わります。</p> <p>②MR認定試験過去問題</p> <p>直近のMR認定試験問題を4月1日から7月31日まで掲載します。</p> <p>③基礎教育年次ドリル</p> <p>8月1日から翌3月31日まで掲載されるドリルで、270問すべてを正解することにより、当該年度の基礎教育が修了認定されます。</p> <p>④更新時確認ドリル</p> <p>8月1日から翌1月31日まで掲載されるドリルで、細則第28条第3項で定めた24問若しくは540問すべてを正解することにより、MR認定証の更新手続きに進めます。</p> <p>⑤MR認定証更新手続き</p> <p>MR認定証の更新要件を満たし、所定の更新時確認ドリルを終了することにより、MR認定証の更新手続きを行うことができます。</p>
利用期間	随時利用できます。	毎年4月1日から翌3月31日までの1年間を利用期間とします。

		利用申し込みは、利用年度の3月末日まで受け付けます。また、利用を更新する場合は、当該年度の4月より受付を開始します。
利用金額	無料	1アカウント1申込み2,079円(税込み) センターは、ポータルの利用者数の増減、機能及び内容の充実等により利用料金を変更することができます。

(運営方針)

第3条 センターは、MR認定制度を適正に運用し、利用者が安心してポータルのサービスを受けられるよう、ポータルを以下の方針で運営します。

- (1)センターは、個人情報の保護に関する法律、その他の規範並びに「MR認定センター個人情報取扱規程」及び「個人情報の共同利用に関する管理規程」を遵守し、利用者の個人情報の保護に万全の注意を払います。
- (2)センター及び企業は、この規約の第5条により定めた者に限り、利用者の限られた範囲の情報の閲覧を許可します。
- (3)センターは、MR認定制度の適正な運用において、虚偽の申告、不正行為、第三者の名誉やプライバシーの侵害、その他権利・利益を害する一切の行為に対して、厳正な態度で臨みます。

2 センターは、ポータルを運営するにあたり、機能の充実を図るためにコンテンツの変更、追加、修正、一時停止をすることができます。

3 センターは、利用者に対して、ポータルを運営するために必要な通知、連絡等を登録された電子メールにより行うものとし、利用者はこれを適宜確認するものとします。

(利用者の限定)

第4条 ポータルは、MR又はMR予定者としてセンターに登録され、センターコードを付番された人でなければ利用登録できません。

- (1)現在MR職から離れていても、MR認定証の有効期限が過ぎて失効した人でも、センターコードを保有している人であればポータルを利用することができます。
- (2)導入教育を修了していない人は、学習コンテンツ提供サービスにおいて、基礎教育年次ドリル及び更新時確認ドリルを利用することはできません。
- (3)MR認定証の有効期限から4年以上経過した人は、学習コンテンツ提供サービスにおいて更新時確認ドリルを利用することはできません。

(ポータル管理者による個人情報閲覧の範囲)

第5条 「個人情報の共同利用に関する管理規程」第4条第1項第3号で定める個人情報取扱者は、ポータル管理者として次の個人情報の閲覧を許可されます。但し、企業のポータル管理者は当該企業に所属する利用者の個人情報のみ閲覧できます。

- (1)ポータル利用者の氏名及びセンターコード
- (2)学習コンテンツ提供サービスの利用者については、ポータル搭載のドリルの進捗状況

(利用者登録)

第6条 利用者登録を希望する人は、氏名、電子メールアドレス及びパスワードの登録を行うものとします。

- 2 利用者は、センターからの連絡手段として、登録された電子メールアドレスを使用することを予め承諾するものとします。
- 3 利用者は、前項の情報のうち氏名に変更が生じた場合は、次の定めに従って手続きをしてください。
 - (1)センター登録企業に在籍している方は、企業の教育研修担当者に連絡してください。
 - (2)前号に該当しない個人の方は、センターのホームページで変更方法を確認の上、手続きを行ってください。
- 4 利用者は、第1項の情報のうち電子メールアドレスに変更が生じた場合は、ポータルの「環境設定」において利用者自身で訂正してください。
- 5 利用者登録は所定の手続きを完了したときに成立し、その後にポータルを利用できます。但し、次のいずれかに該当した場合は、学習コンテンツ提供サービスが利用できなくなります。
 - (1)次年度の利用申し込みをせずに利用期限を過ぎたとき
 - (2)MR 又は MR 予定者として登録した個人情報の破棄をセンターに申し出て所定の手続きが完了したとき
 - (3)要綱第36条の規定により、センター理事長がMR認定証の取り消し処分を下したとき
 - (4)その他ポータルの運営に支障を与え、第三者又はセンターの権利・利益を害する恐れがあるなど、利用登録が妥当でないと認められたとき

(ポータルの利用)

第7条 センターは、時代の要請や利用者の利便性向上に対応し、ポータルの機能、コンテンツの内容等を適宜変更します。

- 2 利用者は、ポータルを利用するために必要なあらゆる機器、ソフトウェア、通信手段その他の利用環境を自己の責任と費用で整備します。
- 3 ポータル管理者は、学習コンテンツ提供サービスにおいて利用者個々のドリルの進捗状況について閲覧できます。

(利用者の責任)

第8条 利用者は、この規約に同意し、自らの責任に基づきポータルを利用するものとし、ポータルの利用に関する一切の責任を負うものとします。

- 2 学習コンテンツ提供サービスにおいて、基礎教育年次ドリルは3月31日の期限内に終了しなければ無効となり、当該年度の基礎教育は未修了となります。
- 3 学習コンテンツ提供サービスにおいて、更新時確認ドリルは1月31日の期限内に終了しなければ無効となり、当該年度内にMR認定証の更新手続きができなくなります。
- 4 MR認定証更新手続きは、原則としてMR認定証の有効期限内に行いますが、当該年度の3月31日までに終われば更新できます。
- 5 当該年度の3月31日までに終わらなければ、翌年度の8月1日以降改めて更新時確認ドリルを行い、終了すれば更新の手続きが行えます。
- 6 細則第31条に定める特例の期限を超えた場合は、再度MR認定試験を受験して合格しなければMR認定証は交付されません。

(免責事項)

第9条 前条第2項、第3項、第4項及び第5項について次の場合は免責事項とし、センターは利用者の不利益とならないよう、代替措置を講じます。

- (1) 地震、火災、風水害、停電、天災地変等の不可抗力によって利用者がポータルを利用できないと認められた場合
- (2) センター及びポータルのサービス提供者の問題に起因して、センターがポータルの利用停止措置を行ったことで利用者が不利益を被ると判断した場合

(著作権)

第 10 条 ポータルに掲載されたコンテンツは、著作権によって保護されています。これらが無断で複製、翻案等の二次利用する行為を禁止します。各コンテンツの著作権の帰属先は次のとおりです。

- (1)「MR テキスト 2018」:テキスト執筆者
- (2)「MR 認定試験過去問題」:センター
- (3)「基礎教育年次ドリル」:作問の業務委託契約を締結した各事業者
- (4)「更新時確認ドリル」:センター

(商標権)

第 11 条 ポータルに掲載される商標及びロゴマーク等に関する権利は、センター、ポータル開発企業、出版社等に帰属します。無断で複製し二次利用する行為を禁止します。

(禁止事項)

第 12 条 利用者は、ポータルの利用に際し、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 著作権、商標権、その他知的財産権を含む他人の権利を侵害し、又はその恐れのある行為
- (2) 基礎教育年次ドリル及び更新時確認ドリルを第三者に実施させる等の不正行為
- (3) 基礎教育年次ドリル及び更新時確認ドリルの情報を、複製、販売、出版その他の方法の如何を問わず、私的利用の範囲を超えて利用し、又は第三者に開示、提供する行為
- (4) ポータルを通じて入手した情報を利用して、センター若しくは第三者に対して金銭等を要求し、又は不利益若しくは損害を与える行為

(ポータルの停止)

第 13 条 センターは、以下のいずれかに該当する場合は、利用者に事前に通告することなくポータルのサービスを一時的に停止できるものとします。

- (1) ポータルの運用に係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を緊急に行う場合
- (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
- (3) 地震、火災、風水害、停電、天災地変等の不可抗力によってポータルのサービスを提供できない場合
- (4) ポータルの機能追加、削除、修正等のためにセンターが必要と判断した場合
- (5) 行政機関等から業務停止命令又はその措置・要請があった場合
- (6) ポータルに使用されているシステムの不具合(エラー・バグの発生によるものを含みます)又はポータルの設備に不具合が生じた場合

- (7)利用者による不正又は誤った操作によりポータルサービスの提供に支障が生じた場合
- (8)ポータルの設備に対する第三者からの不正アクセスがあった場合
- (9)ポータル用の設備又はポータル用のシステムを再起動する必要がある場合
- (10)利用者のアクセスが著しく増加しポータルの設備に過度な負荷を与えている場合若しくはその恐れがある場合で、センターがポータルのサービスを安定的に提供するために必要と判断した場合
- (11)その他、上記に準じてセンターがポータルのサービス提供を停止する必要があると判断した場合

2 センターは、前項においてセンターが行ったポータル利用停止措置に基づき利用者に生じた損害について責任を負いません。但し、センターの措置により利用者が不利益を被ると判断した場合は、この規約の第9条を適用します。

(ポータル利用の解約)

第14条 MROで以下のいずれかに該当する変更があった場合は、有料版の利用が解約となります。ただし、この利用解約において利用料として支払われた代金は一切返金しません。

- (1) 企業間移動
- (2) 企業から個人への移動
- (3) 個人から企業への移動

2 前項による利用解約において、有料版利用中のドリル受講履歴は同一年度内に限り保存され、年度が変わると学習履歴および教育履歴のみ引き継がれます。

(ポータルの提供の終了)

第15条 センターは、MR認定制度の改定により、ポータルの提供を終了することができます。その場合、事前に十分な説明を行い、利用者の不利益とならないよう代替措置をとります。

(通信時のセキュリティ)

第16条 センターは、ポータルの利用においてやり取りされる情報の保護のために、暗号化技術SSL通信を使用します。但し、これによりセンターが安全性を保障するものではなく、万一センターの過失なく技術的な問題で情報漏えい等の事故が起こった場合は、センターには責任は及ばないものとします。

(個人情報の取り扱い)

第 17 条 センターは、この規約の第 1 条第 3 項の定めのとおり、「個人情報の共同利用に関する管理規程」に基づいて利用者の個人情報の保護及び管理を行います。

2 センターは、前項と別にプライバシーポリシー、「MR 認定センター個人情報取扱規程」を定め、これに基づいてセンターが取得した個人情報の保護及び管理を行います。

(情報の保管・破棄)

第 18 条 ポータルを利用して行ったドリルの結果等の教育研修履歴情報は、MR 認定証を適正に発行管理する必要があることから、データ連係して MRO に永年保管されます。

2 登録された共同利用のための個人情報データの破棄を希望する場合は、センターにその旨を申し出て所定の様式にて手続きをしてください。センターは、責任をもって個人データを破棄します。

3 前項により共同利用のための個人情報データを破棄した場合、本人が保有する MR 認定証は無効となり、その後 MR 認定証の取得を希望する場合は、新たに企業又は実施機関において MR 予定者として登録し直さなければなりませんので、注意してください。

(協議事項)

第 19 条 この規約の解釈に疑義が生じた場合、又はこの規約に定めのない事項については、センターと利用者は誠意をもって協議の上これを解決するものとします。

(存続規約)

第 20 条 この規約の第 10 条(著作権)、第 11 条(商標権)及び第 12 条(禁止事項)の規程は、ポータルの利用登録が終了後も有効に存続するものとします。

附則

(規約改定および施行)

令和 4 年 3 月 1 日に改定し、直ちに施行する。

(お問い合わせ連絡先)

この規約に関するお問い合わせについては、下記までご連絡ください。

公益財団法人 MR 認定センター

東京都中央区日本橋本町三丁目 3 番 4 号日本橋本町ビル 9 階

TEL:03(3279)2500 受付時間:平日 10:00~16:00